

[事案 29-53] がん診断給付金支払請求

・平成 30 年 1 月 22 日 和解成立

<事案の概要>

がんと診断確定されたことを理由に、特約に基づく診断給付金の支払いを求めて申立てであったもの。

<申立人の主張>

平成 28 年 8 月に契約した医療保険に付加したがん特約について、契約から 90 日以内にがんと診断確定されたことを理由に契約を無効とされたが、不担保期間があることについて説明を受けていないことから、がん診断給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

募集人は不担保期間について説明しており、また、パンフレットやご契約のしおりにも明確に記載されていることから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の説明状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、不担保期間にかかる説明不足は認められない。しかし、申立人が難聴であったことを踏まえると、保険会社において契約時の書類をより一層適切に交付することが必要であったとの個別事情が認められた。そのため、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。